

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇十一の四 （略）</p> <p>十一の五 一（六）クロロニトリピリジルメチル）ニトリロ イミダゾリジンニトリリデンアミン（別名イミダクロプリド） 及びこれを含有する製剤。ただし、一（六）クロロニトリピリ ジルメチル）ニトリロイミダゾリジンニトリリデンアミン 二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有す るものを除く。</p> <p>十一の六〇十一の八 （略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。</p> <p>(1) （略） (105) （略）</p> <p>(106) (E) 一ニ（四）ターシヤリブチルフェニル）ニニシ アノ一（一・三・四）トリメチルピラゾール五（イル）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇十一の四 （略）</p> <p>十一の五 一（六）クロロニトリピリジルメチル）ニトリロ イミダゾリジンニトリリデンアミン（別名イミダクロプリド） 及びこれを含有する製剤。ただし、一（六）クロロニトリピリ ジルメチル）ニトリロイミダゾリジンニトリリデンアミン 二%以下を含有するものを除く。</p> <p>十一の六〇十一の八 （略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。</p> <p>(1) （略） (105) （略）</p>

ビニル⁶ニ・ニージメチルプロピオナート（別名シエノピラフ
エン）及びこれを含む製剤

(107) |
|
(142) |

（略）

十二
〜
六十七

（略）

(106) |
|
(141) |

（略）

十二
〜
六十七

（略）